

## 質問11 今後の作業療法士の役割と発展の方向性について

(該当箇所: p.17、特設委員会の終了と継続、p.93、厚労省需給検討会)

2019年度当初に理学療法士・作業療法士の需給検討会が行われ、その結果は数年後需給が逆転するという結果でした。人口減少社会なので当たり前の結果ですが、現場の士気を著しく低下させるニュースだったと思います。また、議事録のみの確認ですが、この会議に協会から出席されている委員の発言は準備不足が否めない実に不十分な発言をされています。このような背景の中、作業療法士のニーズが拡大しているとのことから、次々と特設委員が生まれ、そして終了していています。組織上、引き継いで取組を残していくということですが、人材育成や事例の管理をするだけでなく具体的にOTが新たなフィールドで活躍できる体制を作っていかなければ何も意味をなさないと思います。需給検討にも関連しますが、協会は今後の作業療法士にどのような役割を持たせて、作業療法士の発展をしていきたいとお考えなのでしょうか？

## 回答

まず、「人材育成や事例の管理をするだけでなく」とありますが、人材育成なしには、何事も進まないことをご理解ください、協会はこれまで厚生労働省に働きかけて、様々な作業療法士の職域を開拓してまいりました。呼吸器リハビリテーション、心大血管疾患リハビリテーション、認知症リハビリテーション等、今ではどの作業療法士でも当然のように行っている作業療法ですが、これらの領域における作業療法の保険点数化は協会の渉外活動なしには獲得し得なかったものです。保険収載項目に職名が記載されるためには、多くの実績と医科学的根拠が求められますが、先に挙げた保険収載項目の作業療法の実績を見ますと今でも少ないのが実情ですので、保険収載項目に挙がる前がいかにか惨憺たる状況であったかは容易に想像できることと思います。直近の例では、2018年診療報酬改定での特定集中治療室における「早期離床・リハビリテーション加算」の新設において作業療法士も職名が記載されましたが、これに対しても、作業療法士は実績もなく、教育も十分でないとして反対する団体がありました。それではなぜ、そのような状況であるにもかかわらず作業療法士の職名が記載されることになったのでしょうか。多くの関連団体や厚生労働省担当課のご協力・ご支援と協会の渉外活動が功を奏したことも事実ですが、最も重要なことは、それぞれの課題に対して作業療法が有効であるということ、そしてまだほんの一部の先駆者であるにせよ作業療法士による先進的な取り組みと実績があり、それを評価してくれた他職種が存在があるということです。そして、そのような事案を通して共通して言えることは、作業療法が役に立つはずところになら作業療法士はどこにでも出かけていく、しかし出かけていくからには本当に役に立たなければならぬ、役に立つことを見せて初めて作業療法士の有用性を理解していただき、そのような実績があればまた声をかけてもらえる、ということです。保険収載項目に職名が記載されるにあたっては提供するサービスの担保が前提となりますので「人材育成」は必須です。「人材育成なくしては何事も進まない」というのは、こうした一連の流れを指しています。

以上のことを踏まえた上で、協会が取り組みと体制整備を進めている今後の新たな領域への展開についてご紹介したいと思います。

○地域包括ケアシステムに貢献する作業療法士の人材育成

国は「地域包括ケアシステムの整備」という大きな命題の下にほとんどの施策を計画・実施していますので、作業療法士も「地域包括ケアシステム」の中での役割と責任を果たすという方向で発展していくことが重要だと思えます。この領域は、生活圏ごと、あるいは自治体ごとに地域特性

がありますので、それらを踏まえた目標の設定が必要であり、その上での、会員、施設、士会、協会の役割・機能に応じた対応が必要と考えています。

#### ○司法領域における作業療法士の活用

昨年度3回の刑務所見学と意見交換会を受けて、今年度、東京府中刑務所に常勤採用枠が設けられました。今後もこの実績を基に刑務所での作業療法士の採用が進むよう引き続き関係当局に働きかけていきます。加えて、この領域の方々のネットワークを構築し支援を行っているところです。

#### ○就労支援への作業療法士の参画促進

就労支援に関する取り組みとしては、就労支援フォーラムへの参画や全国を4ブロックに分けての意見交換会、ネットワークの構築などを通して支援を継続しています、その成果は機関誌で紹介していますのでご参照ください。

#### ○教育機関での作業療法士の登用に向けて

教育分野では、特別支援教育、通級、放課後等デイサービスなどで着実に取り組みが進んでいますが、社会のニーズに人材育成が追い付いていない状況です。米国でこの領域に従事している作業療法士は約3万人、協会員の25%にも及ぶそうですが、これも一朝一夕に成ったことではなく、現場で実績を積み重ね、家族や教員等からの支援を受けて、州に働き掛けて、雇用を増やしてきたとのことでした。日本におきましても、この領域は各教育委員会、自治体が窓口ですので、米国と同様な取り組みが必要と思います。協会としては、先の司法領域での取り組みと同様に、この領域のネットワークを構築し、個別の相談を含め人材育成に取り組むなどして、活動のサポートを進めているところです。

以上、地域包括ケアシステムに貢献するための取り組みと新しい領域における協会の取り組みをご報告いたしました。これらに共通する点は、事業の実施主体が自治体であり、地域に根ざした活動である点です。そのため、都道府県士会活動のさらなる充実が求められますが、協会としましては、それを恒常的に総合的に支援するための部署の新設を現在検討しており、「士会員＝協会員」の体制構築と合わせて、実効性のある体制整備を行っていきたいと思います。